

福浜議員 要望項目一覧

令和8年度9月補正分

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
危機管理政策課、 くらしの安心局 住宅政策課、 ささえあい福祉局 福祉保健課	1 災害関連死ゼロを目指した体制強化を 熊本地震発生から2週間経った11日現在、熊本県によると県内89箇所の避難所に3,714名が避難していると発表しました。体育館での避難生活の長期化は、災害関連死のリスクを高めるため、仮設住宅建設までの間、いわゆる「みなし住宅」や「借り上げホテル」「トレーラーハウス等」への移動期間を極力早める措置が重要です。本県では、その体制は十分と言えるのか？再度のチェックを要望します。 併せて、持病がある高齢者など健康に懸念がある方々は、「みなし住宅」等への移動後もケアの継続が必要で、この体制が十分かどうか、再度のチェックを要望します。	県では、平成27年に策定した応急仮設住宅供給マニュアルに基づき、速やかに被災者の住まいを確保するため、発災後に公営住宅への入居や民間賃貸住宅の借り上げ等による「みなし仮設住宅」の提供を仮設住宅建設に比べて優先して対応することとしている。災害時における「みなし仮設住宅」などの迅速な活用のため、それぞれの関係団体と災害時における協力協定を締結しており、緊急時の連絡ルート、提供可能戸数等を確認する応援要請の訓練を毎年行い、迅速に対応できる体制を整えている。平成28年に発生した鳥取県中部地震では、発災3日後から県営住宅等の提供を開始し、発災2か月後には県内全ての避難所が閉鎖できた。 災害関連死を防止するためには、避難所外の避難者についても必要な支援を継続して実施することが重要であり、県地域防災計画では、市町村が避難所外の避難者に対しても保健師による巡回健康相談等の保健医療福祉サービスを提供するよう定めている。大規模災害時には、県に保健医療福祉対策本部を設置し、被災市町村からの要請等に応じて、要配慮者へのケアを行う保健師やDWA T等の派遣等について総合調整を行い、県災害対策本部や被災市町村等と密に連携し、二次避難や在宅の方も含め必要な支援を届けていくこととしている。
ささえあい福祉局 福祉保健課	2 災害ボランティアの受け入れ体制の改善を 災害ボランティアは、被災地での衣食住や移動手段、安全確保の全てが「自己責任」となっています。「被災地に負担をかけるため」という趣旨は理解しています。 一方で、今回の熊本県では、被害のなかった天草市の旅館やホテルで800件もの予約キャンセルが発生し、県全体で20億円以上の損失が発生しています。 そこで、災害ボランティアの宿泊先を、被害のなかった地域とし、宿泊費や被災地への移動費を国が負担するといった受け入れ体制の改善について、国と協議していただくよう要望します。	災害ボランティアをはじめとした被災地における支援活動においては、現地での支援活動の時間をできるだけ確保するため、被害の少ない近隣地域等での宿泊をまずは検討し、活動場所へのアクセス面等の条件が整えば、被害のなかった地域の旅館やホテルへの宿泊も選択肢に含まれてくるものとする。 国において、NPO・ボランティア団体等に対する交通費補助事業が令和7年に創設されたが、補助対象経費は、出発地から活動場所までの往復の交通費のみであるため、災害ボランティアが被害のなかった地域への宿泊を選択しやすくなるよう、宿泊費も補助対象経費とするよう国に対して制度改正の要望をするを検討してみたい。 なお、本県では、能登半島地震後の令和6年に県内のボランティア団体等に対する、寄附金を財源とした宿泊費等も含む活動費助成を制度化しており、このたびの熊本地震においてもこれらの制度等を活用しボランティア活動を後押ししていく。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
危機管理政策課	3 鳥取で開発！「災害時 仮設入浴システム」の認知度UPを鳥取市河原町布袋に本社がある「アースラボグループ（ノーチスラボ・トリラボ）」は、河川水や雨水など「水」さえあれば、浄化して風呂やシャワーに使用出来る仮設の入浴システムを開発され、今回の熊本地震で、「被災者の助けになりたい」と現地に向かわれるとの一報を伺いました。 電気や水道の復旧と並び、被災者の要望が極めて高いのが「入浴」だと、連日のように報道され、避難生活における衛生面の維持やストレスの軽減からみても、当システムは、災害の多い我が国や諸外国にとっても救世主に成り得る新技術だと思います。 今年10月の「ぼうさいこくたい」でも同システムが展示されると伺っていますが、本県としても、国へを含めた同システムの認知度UPの支援を要望します。	避難者が衛生的で安心して避難生活を送るためには入浴環境の確保が重要であり、本県では令和7年3月に水循環式システムを搭載したシャワーカー1台を整備している。 特に、令和8年熊本地震のように、酷暑下で大規模な断水が発生している状況では、本県が整備するシャワーカーやご案内のあったような機器は有用と考える。断水時でも活用できる入浴用資機材について、機会を捉えて市町村等にも紹介していく。
市町村課	4 自治会（町内会）活性化に向けた基金創設を 人口減少が進む中、住民の命と暮らしと幸せを守っていくためには、行政だけに頼るのではなく、「自分たちでやることは自分たちでやる」という県民の意識改革が今こそ必要であり、その旗振り組織が自治会（町内会）だと考えます。 8月6日、とっとり県民活動活性化センターが主催した「地域づくりを進化させる考え方・手法を学ぶフォーラム」で講演されたI I H O E（人と組織と地球のための国際研究所）代表の川北秀人氏は、自らアドバイザーとして関わった地域づくりの先進事例を取り上げながら、今後の地域づくりの在り方や手法を紹介され、極めて参考になる内容でした。 地域づくりの根幹を成すべき自治会や町内会も、会長が1年交代のところも少なくなく、前例踏襲が精一杯なのが実情で、また市町村の担当者も数年での人事異動により、地域づくりのスペシャリストがいらないのが現状です。 そこで、地域づくりの専門家がアドバイザーとして市町村や自治会を伴走サポートできる体制を構築するため。また5年先、10年先の地域の人口構成がどう変化し、どんな支援が必要になるのか自治会側も把握しやすくなる「地域カルテ」作成等の財源として、県独自に「地域づくり基金」を新設し、国と県と市町村で1／3ずつ負担する仕組みを構築していただくよう要望します。	県としては、住民共助による生活基盤の確保や集落機能の維持をめざす市町村や地域等に対し、「過疎地域等政策支援員」を派遣することで、地域づくり人材への伴走支援を行っているほか、自治会における多様な担い手の確保や自治会主導の地域づくりを支援する補助金を措置するなど各種財政支援を行っている。 さらに、「地域カルテ」の作成や地域づくりの専門家の招聘など、自治会活動に必要な経費については、市町村が自ら基金等を設置する場合も含め、鳥取県市町村創生交付金の活用が可能であり、自治会を所管する市町村のニーズに応じてきめ細かく対応する。

担当課	要望項目	左に対する対応方針等
自然共生社会局 自然共生課	5 山陰海岸ジオパークの安全点検 今年3月20日、山陰海岸ジオパークの中核を成す「玄武洞」の上部が一部崩落し、5月のはじめまで観覧中止になった事態に続き、今年8月には同じく兵庫県北部の竹野町の海岸にある洞窟で、落石により女性が死亡する事故が発生しました。 玄武洞は、閉園時間後の崩落でケガ人はなく、また死亡事故が発生した洞窟は、危険だということで、立入禁止でフェンスも設置されていたと伺っています。 しかし、玄武洞については開園時間内に崩落していれば、人的被害がなかったとは言い切れません。また洞窟も、フェンスが設置されていたにも関わらず、死亡者が発生したことを、「自己責任」として見過ごして良いとも言えません。 ジオパークは、自然を相手に誘客を図っていますので、安全性の確認の徹底は不可欠であり、本県の各ジオサイトでも、例えば大雨後の点検等を強化したり、安全設備に漏れはないのか？再度の点検を行うよう要望します。	左に対する対応方針等 鳥取県では、環境省、市町と合同で、毎年県内の山陰海岸ジオパーク内の遊歩道を点検する「ジオ点検」を実施し、この結果を元に、歩道施設や案内看板の修繕、危険木の伐採や修景伐採による景観改善を実施しているほか、県自然保護監視員が日頃の点検に加え、豪雨や地震発生後には緊急点検を実施し、危険個所の把握に努めている。 また、山陰海岸ジオパーク推進協議会においては、ジオパークの見どころについて定期的に現地のモニタリング調査を実施しており、洞窟の落石事故を受け、ホームページ上での注意喚起や、ガイド関係者に対し安全確保の再徹底を周知した。 なお、鳥取県から山陰海岸ジオパーク推進協議会に対し、山陰海岸ジオパーク内の各施設管理者に向けて改めて安全管理の徹底に関して周知をするよう要請することとしている。